

1. 議事日程（令和4年第2回北広島町議会臨時会）

令和4年4月12日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定について
日程第3	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度北広島町一般会計補正予算(第1号))
日程第4	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度北広島町一般会計補正予算(第11号))
日程第5	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (北広島町税条例等の一部を改正する条例)
日程第6	議案第40号	工事請負契約の締結について (北広島町大朝グラウンド人工芝整備事業)
日程第7	議案第41号	令和4年度北広島町一般会計補正予算(第2号)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	6番 山形しのぶ
7番 美濃孝二	8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳
10番 服部泰征	11番 宮本裕之	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 池田庄策
芸北支所長 榎原ナギサ	大朝支所長 沼田真路	豊平支所長 細川敏樹
総務課長 川手秀則	財政政策課長 国吉孝治	まちづくり推進課長 矢部芳彦
税務課長 植田優香	農林課長 宮地弥樹	建設課長 竹下秀樹

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。提案説明や質疑、答弁を行う際もマスクをしたままで結構ですので、はっきりと発言するよう努めてください。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回北広島町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、服部議員、11番、宮本議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（湊俊文） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、承認第1号につきまして説明します。議案集の1ページをお願いします。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。令和4年度北広島町一般会計補正予算第1号を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

- 財政政策課長（国吉孝治） 承認第1号、専決処分を求めることにつきまして、財政政策課からご説明いたします。令和4年4月24日執行予定の広島県議会議員山県郡選挙区補欠選挙に係る所要額について、選挙準備を早急に行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないと判断し、令和4年度北広島町一般会計補正予算第1号として編成を行い、令和4年3月28日付で専決処分したものでございます。別冊の令和4年度予算書、一般会計予算補正第1号をご覧ください。今回の補正におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1700万円を追加し、予算の総額を144億5700万円としたものでございます。歳出につきましては、ポスター掲示場設置・撤去等委託料をはじめ選挙の執行経費を、また財源につきましては、選挙費委託金として全額県支出金でございます。以上で財政政策課から、承認第1号、専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。ご承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。
- 議長（湊俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件について承認することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

- 議長（湊俊文） 日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、承認第2号について説明します。議案集の3ページをお願いします。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。令和3年度北広島町一般会計補正予算第11号を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（湊俊文） 財政政策課長。
- 財政政策課長（国吉孝治） 承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきまして、財政政策課からご説明いたします。令和3年発生災害復旧事業及び令和2年発生災害復旧事業について、その一部が執行できなかったため、令和3年度一般会計補正予算第11号として編成を行い、令和4年3月31日付で専決処分したものでございます。別冊の令和3年度予算書、一般会計予算補正第11号をご覧ください。第1表 繰越明許費補正でございます。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設3年災害復旧事業、公共土木施設3年単独災害復旧事業、公共土木施設2年災害復旧事業の3事業において、それぞれ記載の金額に変更し、令和4年度へ繰越するものでございます。以上で財政政策課から、承認第2号、専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。ご承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件について承認することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（湊俊文） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、承認第3号について説明します。議案集の5ページをお願いします。承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。北広島町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 承認第3号、専決処分第3号、北広島町税条例等の一部を改正する条例について、税務課からご説明申し上げます。国の令和4年度税制改正に伴い、改正地方税法及び同法施行令等が令和4年3月31日に公布されました。これらの施行日は、令和4年4月1日を含んでおり、町の議会を招集させていただく時間的余裕がございませんでしたので、関連する町の税条例を同日の3月31日付で専決処分させていただきました。議案集は、6ページから29ページまでで、条例の編成は、第1条から第2条までと附則からなっており、施行日は、原則令和4年4月1日としながら、順次到来することとなっています。条文構成が複雑なため、事前に配付しておりますお手元の資料により、概要について説明申し上げます。まず、個人町民税でございますが、住宅ローン控除関連でございます。所得税において、住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とするなどの措置が講じられることに伴い、所得税額から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものでございます。この措置による減収額については、全額国費で補填されることとなっております。続いて固定資産税でございます。1つ目は、固定資産税の負担調整措置でございます。景気回復に万全を期すため、商業地等の固定資産税について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、税額の上昇幅を半減させる措置を講じるものでございます。2つ目は、固定資産税の特例措置でございます。特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として、県知事等の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準額を最初の3年度分、4分の3を参酌して条例で定める割合を乗じた額とするものです。貯留機能保全区域とは、河川に隣接する低地などのうち、都市浸水の拡大を抑制する効果があると認められるもので、区域内で盛り土、塀の設置等を実施する場合、事前に県知事等に届け出ることとなっております。最後に納税環境整備関連でございます。地方税務手続のデジタル化に伴い、エルタックスを通じた

電子申告申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段を拡大するものでございます。その他法改正等に伴い、関連規定の整備、字句の修正等を行っております。このたび専決処分させていただきました北広島町税条例等の改正の概要につきましては以上でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。個人町民税の件でありますけれども、所得税で引ききれない部分を、オーバーフローしたものを住民税で控除するというところでありますが、どのぐらいの大体件数が予想できるのかということが1点と、もう1点は、まず、年末調整をする方が確定申告を一番最初はしなくてはならないと思いますが、それ以降の年度については年末調整でそのことができたなら、自動的に個人町民税の控除額が完成するのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 1点目のどのぐらいの件数があるかということでございますが、令和4年から令和7年末までに入居された方の住宅ローンの控除ということでございますので、令和4年に入居された方の住宅ローンの控除が所得税で引かれなかったものについて、令和5年度の個人住民税から減税されるということでございますので、令和4年については、どのぐらいの入居者があるかということは、ちょっとなかなか分かりにくいものでございますけれども、過去の3年間の件数を調べたところ、10件から20件程度毎年増えておりますので、そのぐらいを見込んでおります。2点目の質問については、承知しておりませんので、この場でお答えすることができません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 1点目の今年以降に建築をされるというおうちについてというのは分かったんでありますが、ですからローンがどのぐらい組んでいけば、どのぐらい該当するのかという数字は持ち合わせておられるだろうというふうに思うんです。例えば3600万円ほどかかったから、ローン組んだからということになると、オーバーフローするから、住民税の減税額になりますよということは当然予想できると。だけど、家が建った件数のことじゃなくて、どのぐらいローンを組んでおられて該当するかという意味でありますよ。お答えいただけますか。それと2点目ののが分からんいうて言われましたが、確定申告と年末調整の関係だけです。

○議長（湊俊文） 暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 18分 休憩

午前 10時 23分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。税務課長。

- 税務課長（植田優香） 1点目のご質問のどのぐらいの建物を建てた場合という話でございますけれども、それぞれの方がどれぐらいの建物を建てられて、その方の収入とか控除の内容とかで控除額も変わってきますので、それを想定することは難しいと思います。それから2点目の年末調整の話でございますけれども、住宅ローン控除を受けるには1回目は税務署のほうに届け出て、2回目以降は年末調整で控除を受けられるというものでございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 2点目については了解をしました。1点目が私が言いたかったのは、今の時代にどのぐらいのローンを組んでおられて、例えばさっきは3600万円というふうに言いましたが、2500万円の場合もあるでしょうし、どのぐらいのおうちをローンを組まれた場合に該当するのかなというのが大方試算できるのかなということが言いたかっただけであります。
- 議長（湊俊文） 税務課長。
- 税務課長（植田優香） どのぐらいのローンを組んでおられてという試算のことでございますけど、今現在、税務課のほうでは試算はいたしておりません。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 1番、亀岡です。固定資産税の特例のところについて、ちょっとお伺いいたします。特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域、これについての固定資産税を最初の3年度分、4分の3を乗じた額とするということでもありますけれども、この意味合い、どういう意味合いで、こういうふうになったのかということをお伺いします。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） 特定都市河川浸水被害対策法に関わることでございますので、建設課からお答えいたします。特定都市河川浸水被害対策法、これは今現在、町と安芸高田市、三次市とともに特定都市河川法と言っておりますけれども、その指定を受けた後の指定区域、貯留機能保全区域に関して、書いてありますとおり、河川に隣接する低い土地であるとか、河川の氾濫に伴い浸水した水、または雨水を一時的に貯留する機能を有する土地、現在、これは大雨のときに一時的にその地域というか、区域を貯留してもいいよという地権者の方の同意等得られた場合に県知事が指定していくという制度でございますけれども、そういったことに関して、そういう機能を新たに設けていただくことによって、最初の3年分を4分の3を乗じた額とした固定資産税の減免措置を取らせていただくという趣旨でございます。以上でございます。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） それはそこに土地を持つての方の負担を考えるとそういうことにするという、そういう理解でよろしいでしょうか。その場所というか、面積については、想定としてどのぐらいの面積があるんでしょうか。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） 現在北広島町の中では、貯留機能保全区域として想定している区域はございませんが、今後、三次市や安芸高田市で現在想定しておられる箇所が一、二か所ございます。その状況を鑑みながら、北広島町内に適した区域があれば、地域の方々と協議しながら検討させていただきたいと思っております。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 最後にしますけれども、これが最初の3年度分、3年間ですね。3年間だけというのはどういう理由なんでしょうか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 最初の3年度分というのは、国が決めたルールでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件について承認することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第40号 工事請負契約の締結について

○議長（湊俊文） 日程第6、議案第40号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集の30ページをお願いします。議案第40号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、北広島町大朝グラウンド人工芝整備事業について請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 議案第40号、工事請負契約の締結について、まちづくり推進課からご説明いたします。議案書は30ページでございます。1、工事名は、北広島町大朝グラウンド人工芝整備事業。2、工事場所は、北広島町新庄地内。3、工期は、北広島町議会の議決のあった日の翌日から令和4年11月30日までです。4、請負金額は1億7985万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1635万円。5、請負者は、広島県広島市南区的場町1丁目2番19号 長谷川体育施設株式会社中国営業所所長大堂省三。以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（湊俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。予算審査特別委員会でも質疑しましたが、人工芝は、海洋汚染の原因であるマイクロプラスチックの発生源となる心配があり、厳しい対策が求められます。環境省は、マイクロプラスチック削減について、世界的にも技術が確立していないものもあり、発生抑制、流出抑制または回収に資する日本企業等の取組や技術をグッド・プラクティス集としてまとめています。今回提案されている長谷川体育施設株式会社の提案書でも、公益財団法人日本スポーツ施設協会のガイドラインに基づき取り組むことになっています。そこで伺います。あってはならないことですが、流出や飛散が起らないよう、受注業者に対し、長期的な検査や調査を行うことになっているのかどうか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 現時点で、流出プラスチックの対策については、側溝に微細なフィルターを設置して、環境省の示す指針に基づいて対策を講じるということにしております。

すが、それ以降のメンテナンスといいますか、状況については、業者と相談しながら対応していきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） これからということですね。この長谷川体育施設株式会社の提案書によりますと、例えば、この提案書で、フェンスバリア、防じんシートを飛散しないように外にですね、設置するとありますが、写真を見ますと、高さが大体、地面から1メートルぐらいのところにそういうガードを張ると。これで大風のときに防げるのかどうか。また、技術的には、まだ確立していないですし、自動車のタイヤや靴底なども発生源となる可能性が高いと指摘している例もあります。やはりきちっとしたあり方、扱い方を、これから相談をするということですが、やはり長期的な検査や調査を求めていくと約束をしていけないのかどうか。また、万一外部に流出したことが判明した場合、一旦使用を中止し、調査をして対策を取るなどのことを約束できるのかどうか伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 今の防じんネットの高さ等につきましては、受注業者等は、過去のノウハウ等しっかり持っておりますので、適正な高さで対応するというふうに判断しております。それから、今後大きな環境に影響する事故等があれば、当然使用を考慮して、対策に講じることは当然必要だというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。このグラウンドでありますけども、新庄学園の隣のかなり大きな面積を持つグラウンドだろうというふうに思うんですが、その面積は随分あるから、先ほどの風が吹いたりすれば、それこそ飛散する可能性は非常に高いんじゃないかなということ懸念するわけではありますが、面積と、それから、主にそのグラウンド自体は新庄学園が管理をするというふうに以前お聞きしたと思いますけども、主に学園が使うわけですが、学園がこのグラウンドに関わってどのぐらい支出を、経費的に、うちも出すから、町で何ぼかしてくれという話があったんだろうというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 当該グラウンドの面積は1万9488㎡となっております。それから当然、今、指定管理者が新庄学園ということで、これからも引き続き学園に管理をお願いするということになるかと思っておりますけども、これから維持管理をしたり、更新も当然発生してくると思います。そういったことに見合う経費負担というのは、当然学園さんのほうにも求めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 2問目ではありますが、だから、今のところは、学園は、自ら幾らか出そうというふうなことにはなっていないんですね。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 施工については、寄附をいただくように予算化をしております。維持管理については、これは学園に限らず使用料ということで、条例制定のものとなっておりますので、その辺で、いかに設定をするか考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わり

ます。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第40号、工事請負契約の締結についてを採決します。

本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第40号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第41号 令和4年度北広島町一般会計補正予算（第2号）

○議長（湊俊文） 日程第7、議案第41号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第2号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和4年度補正予算の概要につきまして説明します。別冊の令和4年度補正予算書をご覧ください。議案第41号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第2号です。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7250万円を追加し、予算の総額を145億2950万円とするものです。今回の予算補正は、新型コロナウイルス感染症により経済的に影響を受けた米販売農家を支援する事業を実施するための補正を行っております。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第41号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第2号について財政政策課からご説明いたします。事前に配付しております資料の令和4年度4月補正予算の概要をご覧ください。今回の補正におきましては、一般会計の補正額は7250万円の増額補正で、補正後の予算額は145億2950万円となります。内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、米需要の減少等による米価下落の影響を受けた米販売農家の次期作を支援するための事業として、米価下落次期作支援事業を計上するものでございます。中段から下段にかけては、一般会計における当初予算からの補正の状況を掲載しております。次に補正予算書の第1表をご覧ください。今回の事業を行うための財源としまして、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上しております。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。教えてほしいんですが、資料の1、目的のところ、米販売農家というふうになってるんですね。しかし、3の事業内容等では、対象者は、主食用米生産農家と。これ販売と生産とは違いがあるんでしょうか。伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 米販売農家と生産農家の違いでございますけども、今回の米価下落次期作支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、令和元年度から令和3年度比較しますと、大幅に米の買取価格等が減収しております。いわゆる販売価格が減収しているということで、そこに対する支援を行うものでございます。対象者につきましては、

どういった考えで行うかということでございますけども、基本的には、早期の支給もしていくことから、令和3年度の営農計画書を出されている農家でございます。その中で主食用米生産している農家ということで対象者をしております。基本的には10a以下は対象外ということでございますので、生産をされていまして、10aは、自分のとこで食べるということでございますので、あくまでもその部分につきましては、販売農家ではないということで、今回整理させてもらっております。ですので、10a以下は対象外といたしております、11aからが対象ということで、そういう整理で、生産と販売という考え方につきましては、そういう考え方で整理しているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第41号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第2号を採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第41号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。以上で本日の日程は全部議いたしました。会議を閉じます。これで令和4年第2回北広島町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 45分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~